

令和8年度

# 農企業者経営力強化事業

## (1億円タイプ)

### の申請を募集します

地域資源を活用した商品開発等の新たな農業ビジネスに

取り組み、**売上高1億円**を目指す農業経営体に、

補助・融資一体型の支援を行います。

企業の農業参入を促進するため、農産物の生産を行う

一般法人にも事業を活用いただけます。

#### 【募集期間】

令和8年4月1日(水) ~ 5月8日(金)

※募集期間最終日の17時必着

下記の最寄りの問い合わせ先までお気軽にお電話ください

京都府庁 経営支援・担い手育成課	TEL075-414-4918
農業ビジネスセンター京都	TEL075-417-6888
山城 広域振興局(農商工連携・推進課)	TEL0774-21-3212
南丹 広域振興局(農商工連携・推進課)	TEL0771-22-0371
中丹 広域振興局(農商工連携・推進課)	TEL0773-62-2593
丹後 広域振興局(農商工連携・推進課)	TEL0772-62-4305

京都府 農林水産部 経営支援・担い手育成課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

メール: [ninaite@pref.kyoto.lg.jp](mailto:ninaite@pref.kyoto.lg.jp)

# 農企業者経営力強化事業（1億円タイプ）

## 事業概要

実施主体は、次の（１）又は（２）かつ（３）から（８）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- （１）農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項で規定する府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人であること。
- （２）事業完了後3箇年以内に、府内に所在地を置く、農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人になることが確実と見込まれる者若しくは組織であること。
- （３）事業実施市町村で認定を受けている認定農業者若しくは組織であること。
- （４）事業実施地域の地域計画において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者又は事業採択年度内に掲げられると見込まれる者であること。
- （５）売上高については、過去3箇年の売上高の平均（農業部門）が5,000万円以上1億円未満であること。
- （６）債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年以内に改善が見込まれること。
- （７）過去に本事業を活用していないこと。（ただし、本事業を活用した者が活用したタイプの事業計画目標を達成している場合、過去に活用したタイプと異なるタイプに限り申請することができる。）
- （８）金融機関による貸付決定を受けていること又は貸付けの決定に係る審査において貸付けが確実に行われると認められていること。

### 補助対象者

対象事業（消費税及び地方消費税を除く。）

- 次の2つのいずれも対象です（いずれかの実施も可）
- ①ソフト事業（推進事業）  
商品開発に係る経費、販路開拓に要する経費 等
  - ②ハード事業（施設・機械整備事業）  
農業生産、食品加工施設及び機械 等

### 採択要件

- ・事業完了後3箇年以内に、年間の売上高1億円を超える事業計画となっていること。
- ・事業完了後3箇年以内に、農地貸借、取得又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。
- ・事業完了後3箇年以内に、5名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、2名以上は新規の常時雇用者であること。
- ・事業費総額の50%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。
- ・事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。

補助率

補助対象事業費の30%以内

補助額上限

30,000千円（各年度に交付する補助額の計）

事業期間

申請年度を含む2箇年度以内（各年度、交付決定を行います）

申請手続

別途配布の募集要領により、最寄の窓口申請書、ビジネスプラン及び必要書類を提出してください。  
※詳細は京都府各広域振興局又は農林水産部経営支援・担い手育成課に御相談ください。

審査・採択

意見聴取会議において申請内容等をお聞きし、ビジネスプランの実現可能性、商品の市場性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。